

## 船橋市建築審査会保有公文書の保存期間等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は船橋市建築審査会長(以下「会長」という。)の保有する公文書の保存及び廃棄に関し、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 船橋市建築審査会保有公文書 船橋市建築審査会事務局の職員その他の市長の事務部局職員(以下「職員」という)が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、職員が船橋市建築審査会(以下「審査会」という。)に係る職務の遂行に用いるものとして、会長が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館等において管理されている図書、資料等であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの

ウ 博物館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 簿冊 能率的な事務の処理及び船橋市建築審査会保有公文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する船橋市建築審査会保有公文書の集合物をいう。

(3) 簿冊一覧 簿冊の管理を適切に行うために、簿冊の名称その他の必要事項(船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。)第7条各号に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を記載した目録をいう。

### (保存期間)

第3条 会長は、船橋市建築審査会保有公文書の保存期間について次の各号のとおり設定するものとする。

(1) 重大な訴訟事件に関するもの 50年

(2) 重大な審査請求及び再審査請求に関するもの 50年

- (3) 会議録その他これに類するもの 20年
  - (4) 訴訟に関するもの 20年
  - (5) 審査請求及び再審査請求に関するもの 20年
  - (6) 文書の收受に関するもの 3年
  - (7) 審査会の開催通知に関するものその他これに類するもの 3年
  - (8) 審査会の会議概要に関するものその他これに類するもの 3年
  - (9) 審査会の同意書に関するものその他これに類するもの 3年
- 2 前項のいずれにも該当しない船橋市建築審査会保有公文書にあっては、審査会の運営上の必要性を考慮した上で、保存期間を設定するものとする。
- 3 前2項に規定する保存期間の起算日は、文書の処理が完結した日の属する年度の終了した日の翌日とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、保存期間について法令に別段の定めがある場合においては、当該法令で定められた期間を保存期間とする。

(保存期間の変更)

第4条 会長は、保存期間が満了した船橋市建築審査会保有公文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長するときも、同様とする。

2 会長は、保存期間が満了する前の船橋市建築審査会保有公文書について、当該保存期間が満了する日まで保存する必要がなくなったと認めるときは、当該船橋市建築審査会保有公文書の保存期間を短縮することができる。

(簿冊一覧)

第5条 会長は、簿冊一覧を作成するものとする。

- 2 簿冊一覧は、別記様式によるものとする。
- 3 会長は、簿冊一覧について必要の都度見直しを行い、必要と認める場合は、その改定を行うものとする。

(公文書の廃棄)

第6条 会長は、保存期間(保存期間を変更した場合にあっては、変更後の保存期間)が満了した船橋市建築審査会保有公文書を廃棄するものとする。

2 前項の規定により船橋市建築審査会保有公文書を廃棄する場合において、廃棄する船橋

市建築審査会保有公文書に条例第7条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないようにしなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に作成された船橋市建築審査会保有公文書は、法令に段別の定めがない限り、第3条に規定する保存期間を設定したものとみなし、第4条及び第6条の規定を適用するものとする。

別記様式

簿 冊 一 覧

年度

船橋市建築審査会

簿冊名	保存期間	備考	暦年	簿冊数

別記様式

簿 冊 一 覧

25年度

船橋市建築審査会

簿冊名	保存期間	備考	暦年	簿冊数
建築審査会綴	3年			
建築審査会会議録綴	20年			
審査請求綴	20年			